

東 弁べん往来

第44回 法テラス浜田法律事務所



法テラス浜田法律事務所
(島根県浜田市)

島根県弁護士会会員 今西 淳浩 (65期)

2012年12月弁護士登録。東京弁護士会に入会。
2014年1月に島根県弁護士会に登録換え、現在にいたる。

1. はじめに

私は、司法修習（新65期）を修了後に日本司法支援センター（法テラス）に常勤弁護士として採用され、小林・福井法律事務所での1年間の養成を経て、2014年1月に現在の事務所である法テラス浜田法律事務所に赴任しました。

島根県には、出雲大社、世界遺産である石見銀山、先ごろ国宝となった松江城などの観光名所がありますが、いずれも島根県東部にあるため島根を訪れたという方でも島根県西部まで足を運んだ方は少ないと思います。法テラス浜田法律事務所は、その島根県西部にある浜田市に2007年10月に設立された過疎地型の事務所であり、弁護士2名、事務員2名の体制で運営しています。主な担当地域は、事務所のある浜田市のほか、江津市、邑南町、川本町及び美郷町の2市3町であり、松江地方裁判所浜田支部の管轄地域もあります。

2. 浜田支部管轄について

現在、浜田支部管轄には、当事務所を含めて弁護士事務所が4つあり、総勢8人の弁護士が活動しています（2015年12月末）。

3. 法テラス浜田法律事務所について

法テラス浜田法律事務所の取扱事件ですが、債務整理、家事事件、成年後見事件が件数の上位を占め、一般民事事件がそれに続くという状況です。特徴と呼べるのかわかりませんが、当事務所の取扱事務の一部について紹介させていただきます。

(1) 成年後見等事件

当事務所も他の法テラス過疎地事務所と同じく、成年後見等の事件が大きな割合を占めます。その背景としては、①当事務所の担当地域である2市3町の高齢化率が、市で35%程度、町で43%程度と、全国平均の25%（2013年10月）を大きく上回っていること、②地元に就職先が少ないために子どもが高校卒業後に東京や大阪で就職し、面倒を見てくれる親族が近くにいないという高齢者が多いこと、などが挙げられます。

成年後見等事件の場合、事件の性質上長期間受任することになるため、当事務所では、新たな事件を受任するのが難しい状況になっています。このことは当事務所だけの問題ではありません。浜田地区では、石見後見センターが成年後見人の推薦を行っているのですが、第三者成年後見人等の需要が年々増加しているにもかかわらず、受け入れる側のキャパシティーが増えていないため、推薦する人材の確保に苦労している状況です。このため同センターと浜田市社会福祉



三隅公園のつつじ祭（見頃は4月下旬から5月上旬）

協議会が市民後見人養成講座を開催するなど、新たな人材の発掘に向けた取り組みを行っています。当事務所も、同センターの会員として、推薦案件の受任のほか、養成講座の講師などの活動を行っています。

(2) 受刑者案件

浜田市には、国と民間が協働して運営する（PFI方式）刑務所である「島根あさひ社会復帰促進センター」があり、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者等を収容しています。そのため、当事務所が受刑者からの出張法律相談の依頼を受け、そのまま事件を受任することも少なくありません。受任事件としては、収容の原因となった事件に関して被害者から損害賠償を請求されたという事件、配偶者から離婚の請求をされたという事件が主なものです、受刑者が原告となるケースもあります。

受刑者案件は、依頼者である受刑者との面会に時間と回数に制約があるため（月2回×30分）十分な打ち合わせを行うのが難しいこと、本人が施設にいるために証拠収集が難しいことなど、通常の同種事件に比べ労力が必要となるケースが多くありますが、扶助要件の「勝訴の見込みがないとはいえないこと」に該当する事件は積極的に受任するようにしています。

(3) 刑事事件

私が浜田に赴任してから丸2年となりましたが、これまで私が受任した刑事事件はわずか12件（そのうち否認事件は1件）にとどまり、裁判員裁判対象事件は1件もありません。この受任数は法テラスの常勤弁護士としてはかなり少い方だと思いますが、このことは浜田地区の治安が良いことの裏返しともいえるので、むしろ喜ぶべきことと考えています。

(4) 福祉関係機関との連携

現在、法テラスの各法律事務所が関係機関との連携を模索しているところですが、当事務所でも、浜田市社会福祉協議会と弁護士会との協力の下、福祉支援者に対する情報提供業務を開始しました。これは、ごく簡単に説明すると、福祉支援者が「私が支援する人にこんな人がいるのですが」というお話を聞き、それが法的問題であれば弁護士による法律相談へつなげるというものです。スタートしたばかりの制度ですが、これによりこれまで法的サービスを受けられなかった人達に法的サービスを提供することができればと考えています。



道の駅ゆうひパーク浜田からみた浜田港

4. 浜田での生活

私が生活する浜田市は、面積689.61 km²と東京23区すべての面積（621 km²）より大きい場所に、人口5万6730人が暮らしています（2015年12月末）。このため、人が集まる施設は自ずと限られることになり、例えば、ある日の休日にお昼を食べようと近所の人気のお寿司さんに立ち寄ったところ、そこで訴訟の相手方当事者（家族）と鉢合わせし、お互いの顔が見える位置で食事をしなければならなくなつたという体験をすることになります。

このように不便な点もあるのですが、それを上回る魅力がこの街にはあります。私はこれまで、和歌山、千葉、金沢、東京で暮らしたことがあります、浜田をはじめとする島根県がすごいなと思ったことがあります。それは、道を歩いていると通り過ぎるたびに挨拶をしてくれる方が多いことです。東京だと、知らない小学生に「おはよう」と声をかけることもありますし、声をかけると、「あやしい人がいる」などと警察に通報されてしまうかもしれません。うまく表現できないのですが、人間味に溢れている街であることがこの街の魅力だと感じています。

浜田での任期もあと1年となりましたが、少しでも、地域に貢献できるように頑張っていきたいと考えています。

5. 最後に

私が浜田という場所で2年間弁護士活動ができたのも、養成事務所及び東京弁護士会のご支援によるところが大きいことは間違ひありません。しかも、島根県弁護士会に登録換えをしたにもかかわらずその後も「LIBRA」を毎回を送っていただき、大変感謝しております。この場をお借りして御礼申し上げます。東京弁護士会との縁を大事にし、自分がこれまで受けた支援をこれから地方に赴任する方々に還元するよう務めてまいります。